

2022年10月から

初診時・再診時の選定療養費が変わります

「紹介状なしの受診」、「病状安定後の継続受診」については、一定額のご負担をいただきます

国は近年、医療機関の機能分担と相互連携を推進するため、「初診・再診時の選定療養制度」を定めています。

この制度は、「初期診療は医院や診療所などの“かかりつけ医”で行い、高度・専門医療は、地域医療支援病院（200床以上）などで行う」ことを推進するものです。

2022年4月の診療報酬改定により選定療養制度が改正されたことを受け、当院においても、選定療養費を次のとおり変更いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

選定療養費の種類	対象	現行	変更後 2022年10月1日～
初診時	・ 紹介状なしで受診された方	5,500円	7,700円
再診時	・ 当院通院中に病状が安定し、他の医療機関に逆紹介させていただきましたが、ご自身の判断で引き続き当院を受診された方	2,750円	3,300円

(価格は税込)

「かかりつけ医」をお持ちでない方はご相談ください

当院は専門的な検査や入院治療などの急性期医療を提供する「地域医療支援病院」です。地域の医療機関と連携し、患者さんに安心な医療を継続的に提供していただけるよう取り組んでいます。

そのため、当院で検査・治療を受けて病状が安定した方には「かかりつけ医」への受診（逆紹介）をお願いしております。

かかりつけ医の下で治療を続ける中で、専門的な検査・治療が必要になった場合は、かかりつけ医からの紹介により、当院を再度受診いただけます。

かかりつけ医をお持ちでない方は、主治医または看護師、患者相談窓口にご相談ください。

